

平成19年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月25日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月25日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
		生涯学習課長	川合 保		
	委員長及び委員	監査委員	杉本 忠美		

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第49号 蟹江西保育所増築工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第40号 表彰について
- 日程第3 議案第41号 政治倫理の確立のための蟹江町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第45号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第46号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第47号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第48号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第1号 平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成18年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成18年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第8号 平成18年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第9号 平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第10号 平成18年度蟹江町水道事業決算認定について
- 日程第21 議案第50号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 議案第51号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 議案第52号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 日程第24 議案第53号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について
- 日程第25 議案第54号 道路整備の促進に関する意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第27 議案第49号 蟹江西保育所増築工事請負契約の締結について

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成19年第3回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

皆さんのお手元に総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書が配付をしております。また、決算審査で請求のありました資料と平成19年第1回臨時会及び同年第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

そのほかに平成19年第4回蟹江町議会定例会の会期予定表が配付してあります。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本会議を一たん休憩いたしまして、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思いますので、議会運営委員長 小原喜一郎君、お願いいたします。

○議会運営委員長 小原喜一郎君

ただいま議長からの要請がありましたので、早速議会運営委員会を開催いたしたいと思います。委員の皆さんは会議室の方へお集まりくださるようお願いいたします。

○議長 菊地 久君

では、議会運営委員会開催中、暫時休憩とさせていただきますので、お願いいたします。

(午前 9時02分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時12分)

○議長 菊地 久君

ここで、去る9月12日と、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

去る9月12日、本会議並びに広報編集委員会終了後に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果についてご報告申し上げます。

最初に、意見書等の取り扱いについてでございますが、6月定例会で継続扱いとなっていた意見書2件及びそれ以降に提出された7件の意見書の取り扱いを協議した結果、「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」、「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書」及び「道路整備の促進に関する意見書」は、全会派の賛同が得られましたので、今定例会で採択することとなりました。

なお、「日豪EPA/FTA交渉に関する意見書」、「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」、「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書」及び「『非核日本宣言』を求める意見書」については、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

次に、次回定例会の日程はお手元に配付してございますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

最後になりますが、その他といたしまして、初日の全員協議会に提出されておりました「蟹江町保育料の見直しについて」は、当局から要請がありましたので、最終日の本日、本会議終了後全員協議会を開くことといたしました。また、その後、議員総会を開催し「クローバーテレビによる議会放映について」協議することといたしました。

去る12日の議会運営委員会の協議結果は以上のとおりでございます。

続きまして、ただいま議長からの要請で議会運営委員会を開催させていただきました。その協議結果について報告をいたします。

先ほどの報告のとおり、きょう本会議終了後、全員協議会を開催することになっておりますが、そこに加えてもう2案件、ぜひお願いをしたいということで、議会運営委員会としましては追加日程として上げることにいたしました。

第1に「第三子保育料無料化事業について」の取り扱いについて、第2に「蟹江高等学校の廃校跡地利用に関し要望する内容の概要について」でございます。この2つの議案を全員協議会に乗せることといたしましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第49号「蟹江西保育所増築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第49号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第2 議案第40号「表彰について」

日程第3 議案第41号「政治倫理の確立のための蟹江町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第42号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本3案は総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

8番 中村です。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催しましたので、内容のご報告を申し上げたいと思います。

当日、委員は全員出席でございました。

最初に「表彰について」のご報告をいたします。

まず、町政功労者表彰は12年、町政表彰8年と、多くの議員が表彰を受けることとなり、これは表彰規定に基づくものだと思うが、いつごろからどんな経過で今の規定になったのか。また、他市町村の状況はどうであるかという質疑がありました。

これに対して、現在の表彰条例は昭和40年から施行している。また表彰に関しては、他の自治体の調査をしたことはないという趣旨の答弁がありました。

また、議員が12年で表彰を受けることについては多少の抵抗があるので、見直しの必要があるのではないかというようなご意見もございました。また、県の表彰は15年、30年となっておりますけれども、議会側の問題でもありますので、この見直しという意見につきまして

は別の機会に議会として協議してみるとの発言が委員の方からありました。

次に、一般表彰は、町内会長からの推薦によるものがありますけれども、難しい面があるんじゃないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しまして、各町内において多年にわたり役職等貢献された方を推薦してもらうようにしており、表彰者の推薦を各町内会にお願いするときは事前に調整をしている趣旨のご答弁がありました。

続きまして、本会議で黒川勝好議員から発言のありましたごみタワー問題の解決に貢献した方々は、表彰条例の規定に当てはまらないものの、特別表彰なり感謝状というものがあったもよいのではないかという趣旨の質疑がございました。

これに対しまして、最終的には町民の善意で解決していただいた。表彰についても考察してみたが、感謝する人が多岐にわたり、具体的な被表彰者を特定するに判断しかねたという趣旨の答弁がありました。

ごみタワーの問題につきましては、他にも多くの委員からこの処理にかかわった人たちに対して町として何らかの意思表示が必要ではないかという意見がありました。表彰すべきだという意見もあり、また表彰と感謝状とは別物との意見もございました。

いずれにいたしましても、行政として手が出せなかったあれだけ大きい問題を処理してくれたことに対しては、町として今後善処されるよう町長に求めまして質疑を終了いたしました。

その後、討論を求めたところ討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「政治倫理の確立のための蟹江町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について」を議題といたしましたが、質疑・討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたしましたが、質疑・討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託されました議案の質疑の内容でございます。これに加えて、過日の全員協議会で蟹江町の保育料の見直しについて、常任委員会での取り上げを希望するようなご意見がございましたので、これを諮りましたところ、委員全員の賛成のもとに蟹江町保育料見直しについてを取り上げ、少し議論をいたしました。

この保育料見直しについての議論の中身ではありますが、まず理事者側から、全員協議会で各議員から指摘がありました階層区分の見直し、改正による具体的な保育料額等について修正案が提示されました。そしてその説明をいただきました。そのとき出された修正案というのは、お手元にあるのかどうかちょっとわかりませんが、これは、最初全員協議会に出されたものを、全員協議会での意見を吸収して見直したものであります。その修正案が提

示されまして、説明がございました。

この改正案をもとに、委員から多くの意見、質疑とは言いませんが、意見が出されました。そして、その意見のポイントといたしましては、住民税非課税世帯が税制改正により保育料が倍になってしまうとか、低所得者に対して非常なダメージがあるのではないかと、また年収300万円以下については特段の配慮が必要ではないかと、高額所得者にはさらに応分の負担をしてもらってもいいのかなど、低所得層に対して配慮を求める意見が多く出されました。結果、理事者側よりもう一度低所得者のところも、またその他も見直して、再々度ということになりますけれども、見直しを図り本日ですが、本会議の最終日の終了後に全員協議会でもう一度その見直し案を提出されるというような段取りとなりました。

これは、先ほど議会運営委員長からも報告ありましたように、本日の閉会后にこの問題を取り上げさせていただくということであります。

以上が総務民生常任委員会の当日の議論の内容でありましたので、ご報告を終わらせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第40号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第3 議案第41号「政治倫理の確立のための蟹江町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第4 議案第42号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第43号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。本案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(16番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされました1案件についてご報告をさせていただきます。

去る9月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもとに審査を行いましたのでご報告をいたします。

議案第43号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、今回の条例改正によって占用料の収入金額がどれほどになるのかという内容の質疑がありました。これに対し、年間の占用料の収入金額は930万円ほどである。今回の条例

改正は日本郵政公社法廃止によるものが主なものであり、郵便ポストの占用料徴収が関係するが、現時点の調査では、ポストの多くが民地の中にあるため、年間を通しての占用料はほとんど変わらないという趣旨の答弁がありました。

次に、占用料の主なものは何かという内容の質疑がありました。これに対し、電柱占用料が主なものであり、他に看板、建設現場での足場、ガス管等の占用料があるという趣旨の答弁がありました。

次に、郵便局の建設工事等に伴い、足場を設置した場合の占用料はどうなるのかという内容の質疑がありました。これに対し、今後民営化となれば道路上に足場を設置した場合は占用料を徴収するということになるという趣旨の答弁がありました。

次に、郵便局ポストの占用料は幾らになるのかという内容の質疑がありました。これに対し、まだ調査段階であるが、対象となるポストの数を把握していないので総額はわからないが年間1個当たり630円の占用料となるという趣旨の答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結し討論を求めたところ討論もなく、議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(16番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第6 議案第44号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

極めて初歩的な質問で申しわけございません、勉強していなかったものですから。17ページ、下の方に、19節、命を大切にすることを育む教育推進事業交付金というのがあるんですけども、この内容、実績等あったらお聞かせいただけませんか。

それから、19ページのがんばる商店街推進事業イルミネーション設置工事、この工事の概要についてちょっと承りたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、命を大切にすることを育む教育推進事業交付金20万円についてのご答弁をさせていただきます。

これは、愛知県が小・中学校と保育所とあわせまして、命を大切にすることを進めるということで事業を本年度から開始したものでございます。蟹江町につきましては、舟入小学校と蟹江南保育所が対象になっておりまして、この南保育所の分につきましては20万円の歳入とそれに対する歳出の補正をお願いしたというものでございます。

この内容でございますが、蟹江南保育所では、主題といたしまして、自分を好きになり大切に思う心を育てる、相手を大切に思う心を持つという主題に沿いまして、体を使った遊びをする中で「すごいね」、「やったね」、「疲れたね」など感情の共有をしたり、遊びの中で人との違いに気づく保育士研修を行い、子供が認められているという実感が持てる言葉がけにはどんなものがあるかというのを年齢別に研究するという内容でございます。

具体的には、例えば園児たちと一緒に野菜を栽培して、それでそれを一緒に食べてというようなことで、食育の教育の一環ともするというような内容のものでございます。

以上でございます。

○農政商工課長 山田晴雄君

がんばる商店街の関係でございますが、これにつきましては、温泉通線、クボタ農機から南へユーストアの信号機までの温泉通線に、現在もイルミネーションはやっておるわけですが、現在の普通の電球ではなく発光ダイオードで桜の木、南北でございますが、すべての木に点灯するというようなことを考えております。

ちなみに、灯数でいきますと、160灯ほど1本の木につけて飾っていくということで、これによって観光の目玉商品ともなっています足湯、この周りの環境整備といいますか、観光客の方に楽しんでもらおうと。それと、商店街のなご一層の活性化を図っていくということで、今回考えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

最初の命を大切にすることをはぐくむ教育の問題についてですけども、つまり実際は舟入小と蟹江南保育所ですけども、本年度は蟹江南保育所に限って行うと理解してよろしいかどうかということと、内容についてですけども、相手の心を思いやる気持ちを育成する、小さい保育園の子供たちにそういう心を育て上げるという点でのいわゆる効果、どんな形で発

揮しているのか。先ほど野菜を植えたりする中で云々というお話がありましたけれども、そういう心を育成するのに、どういう点で利点があって、だからこそ重点的にやっているんだということをちょっと理解をしたいんですけども、聞かせていただきたいと思うんです。

2点です。今年度は南保育所だけに限っておるのかどうなのか。

それから、がんばる商店街ですけども、つまり1つの木に106ですから、あそこ桜の木が何本あるんですかね。相当あるんじゃないかと思うんですけども、大体の規模というか、どんな程度なのか、もう少し具体的に聞かせていただきたいと思うんです。例えば細かな電球できれいにやってありますね。だけどそれだと1つの木に百何個ではちょっと少ないような気もするし、全体としてどんな模様になるのかちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

対象になるのが舟入小学校と蟹江南保育所だけかというご質問でございますが……。

(「本年度は南保育所に限って行うのかと聞いている」の声あり)

今年度は蟹江南保育所ということでございますし、この後、来年度以降どうなるかということについては、まだ何もわかっておりません。未定でございます。

それから、もう一点でございますが、どういったところで命を大切にするというような教育をするかというご質問でございますが……。

(発言する声あり)

はい。まずは、保育士の研修も含めまして、その保育所に通う子供たちの保護者や子供たちとも遊びを通じた中で、それから特に食事を通じて命を大切にすることを、どういったところに食事の関係を取り入れて、大切にすることを養うかというようなところを、これはまだ具体的に活動の方が、研修等まだ行っておりません。これから検討はしよるところでございますが、これから保育士研修を行ったり、それから先ほど申し上げました保護者等を通じた遊びの中でやっていくということでございますが、主題としましては、さきに申し上げたとおりでございますけれども、1つの活動として野菜をつくって一緒に食べてというようなところで、食事の大切さをまず一番初めに実践していくという内容のものでございます。

以上でございます。

○民生部長 石原敏男君

小原議員からのご質問で、今年度、南保育所だけかというご質問だと思いますけれども、これにつきましては、舟入小学校につきましては6月の補正予算でお願いしているところでありまして、本来、我々6月議会の際に学校関係と保育所関係同時に補正予算上げるところでありましたけれども、ちょっと私どもの方で幾分勘違い等も、別々にという県からの指導で別々に予算計上することということになっておりましたので、その辺でちょっと行き違いがありまして、保育所だけが今回9月の補正予算になったということでもありますので、本年

度は蟹江町では舟入小学校と南保育所で行っているということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○農政商工課長 山田晴雄君

先ほどの答弁の中で大分漏れておりましたようでございまして、大変申しわけございせん。

南北の道路につきまして、温泉通線でございますが、桜の木につきましては80本ほどございます。そこで、大きい木、小さい木、いろいろございますので、一概に全部の木に160灯の発光ダイオードがつけられるかということ、そうでもないと思ひます。平均して160個ぐらいの発光ダイオードをつけていきたいというふうに思っておりまして、5メートルほどのコードに発光ダイオードが40灯ほどつきますので、平均しますとそれが4本程度木に巻きつけるということでございます。ただ、どんなぐあいになるんだと言われると、まだ私どもやっておりませんので、できるだけきれいな点灯ができるといいなということと思っております。

ただ、小さい木につきましては、平均4本と言ひながら2本程度で終わるかもわかりせんし、大きい木になりますと4本では見栄えが悪いということ、これが6本ぐらいになるかもわかりせん。その場その場で考えながら設置をしていきたいと思ひますので、今イメージ的にどうだということ、例えばなばなの里のようなあんな派手やかにはならないと思ひますが、できるだけ格好のいいと思ひますか、きれいなイルミネーション通りにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

要は、私最初の質問で申し上げたいと思ひますけれども、大した予算の金額じゃないということは、これはわかるわけですが、それにしても県民と町民の血税を使うわけですから、事業をやるからには効果を上げていただきたいと思ひます。

いわゆる教育効果を目指してやるわけでしょう。ですから、単に野菜を植えたりなんかだけではあかんわけで、保育士も含めて、他人の心をはぐくむ、思いやる、そういうことを追求して事業効果をもたらすんだということをはっきり私どもが認識できるようなふうな答弁をお願ひしたいと思ひますけれども、何の効果をねらってこれを行うのかなということがちょっとはっきりしませんので、最後にぜひとも聞いておきたいと思ひます。

それから、もう一つ、イルミネーションについてはですが、あそこの周辺は僕は、考えようによっては、これは私の意見で、私が考えていることがあるわけですが、幾つかの観光資源があると思ひます、温泉通からあの周辺というのは。それで、将来に向けてこのイルミネーションは一定の構想があつて、その方向に向けてのまずとっかかり、最初に足湯をやりました。今後はイルミネーションで、続いてさらにこういう方向へ目指してやっていると、だんだん徐々にそこへ持っていくんだというようなお考えのもとで、このイルミ

ネーションというのは進められているのかどうなのか、あるいは進められたことなのかどうか、ちょっとこれは町長さんに聞いた方がいいですか。伺いたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

先ほど、野菜を植えたりというふうに申しあげましたのは一つの例でございまして、今保育所に来ておる子供たちに欠けておるものの一つとして、特に食育ということ言えば、朝御飯食べてこなかったりですとか、家できちっとした食事をとっていないですとかというような子供たちが多く見受けられるのも事実でございまして。そういったこともございまして、子供たち同士で一緒に仲よく遊ぶというような点についても、中にはそういったこともできない子供もおるといふふうに聞いております。そういうところで、保育士と保護者と子供たちが一体となって自分だけではなくて、ほかの子供たちのことも思いやれるような、そういう心を育てていくということもございまして、その効果としましては、期待するところとしては、特に小さい子供たちの中でもいじめとか、そういうことにつながっていかないような、優しい心を持つようにというのを目標に活動を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

今、佐藤福祉・児童課長の答弁、なかなかわかりづらいわけですが、あくまでもこれは県の事業で交付金をもらって、その要綱に基づいて行う、蟹江独自でやる事業ではないと思いますので、要綱もあると思いますし、指導内容もあるというように私は思うんですが、それに基づいてやろうとされているでしょう。それなら、その要綱だとか、資料がおありでしたら、また何らかの機会のときにぜひ提出をしていただければ、よりわかりやすいと思いますので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ね、そうしてください。よくわかりません。あなたの答弁では。

○町長 横江淳一君

それではご答弁差し上げます。

まさにおっしゃいますとおり、全体の流れの中で唐突にあそこだけをイルミネーション明るくして、ぱっと見をよくしようという、そういう考えではございません。ご存じのように、今現在使っておりますイルミネーションというのは、地域の尾張温泉郷発展会の皆さんに実は地域を盛り上げようということで一緒になって飾りつけをやっていただいております。つい最近わかったんですが、実はメンテナンスをやっておりました途中に、あのランプが実は特注なんですね。市販のランプと違うんですよ、イルミネーションが。あれ白熱ランプで非常に電気を食います。それと、つけるときに当然年間に何割というふうに球が割れますので注文いたしましたところ、1,000個単位でした注文ができないというのがわかったんです。

これはもうとてもじゃないですけども、これからを考えたときに非常に効率が悪いということも一つあります。それと、県の産業労働省の補助金でありますこのがんばる商店街というのは、これを使わない手はないということで去年いろいろ勉強させていただいて、まずは尾張温泉郷発展会の温泉通の地域を1つイルミネーションで明るくしようと。そして、最終的には、タウンミーティング等々でお話をさせていただいております地域の活性化のための何か一つ施策の足がかりにすればということで、一連の流れの中であの地域をまず明るくしようという、そういう考えで持ってきておりますし、この地域の方が、あそこのイルミネーションが終わりましたら今度役場周辺の桜の木にも、これは発展会独自でイルミネーションをつけようという、そういう動きが実は今ございます。

そしてもう一つ、本町通、駅北の一方通行があります。皆さん議会でもお話をされます近鉄駅の北の部分でありますけれども、そこに一番街の商店街というのがございます。そこもイルミネーションの計画があるやに聞いておりまして、来年、再来年度に向けて、またこのがんばる商店街の予算を利用してイルミネーション等々の計画があるということを知っております。

そういうことで、県のいろいろな施策の中で、もしも蟹江町が取り入れるものがあればということでも1つやらせていただいておりますので、何とぞご理解をいただきたいというのと、足湯を中心としたあの地域の活性化、これの一つの足がかりというふうにお考えをいただければありがたいというふうに思っておりますので、電気代が大変安いそうですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

19ページの土木費のうちの道路新設改良費の1,250万円の件ですが、あらかじめの説明では水明台のかねて長く懸案であった私有道路が取得できて、ようやく改良してもらえというふう承知しております。

それで、この亡くなった地権者、相続権者と非常に難しいお話をまとめられてご苦労さまだったと思いますが、実は亡くなった地権者のご自宅のあった前の隣接地に町有地がありますね。あれを、今回片づいたのに人質みたいにとられて駐車場に使われておったはずで、長年。つい最近まで、その相続権者が、これは私が使う権利があるということを近隣の人に言いわけをして駐車しているという実例があります。このことは解決してしまったのかどうか。近隣の人には依然としてとめられているような感じを持っておりますので、片づいてしまったのかどうかお尋ねします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

道路の舗装関係、水明台の工事の関係で関連する蟹江小前の駐車場についてのお尋ねであ

ります。これは、新本町線の用地買収のときに出た駐車場でございまして、実際町が所有権を持っておりまして管理をしておりました。それで、新本町線の整備のときに、先ほどおっしゃいました相続権者の方といろいろな条件がありましてお話ししておりましたが、今回の話の過程の中では、一応あの土地につきましてはその方はもう必要ないということで確認をとってありますので、今後私どもも町有地の中で例えば隣接も含めた、代替地も含めた利用形態をとっていきたいというふうに考えております。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

13ページですけれども、かにえ電子自治体推進事業の中にあります出勤簿のシステム作成委託料についてお伺いをいたしたいと思います。

過去に山田議員の方から、今ごろ手書きでやっておるのはおかしいとか、コンピューターで管理すべきだというようなご意見があったとは思いますが、この出勤簿のシステムを作成しなければならなくて、それにこれだけ84万円のお金がかかるということですが、ちょっと素人考えかも知わかりませんが、市販のソフトがあつて、それを少し改良すれば、公務員ですから市販のものがすぐ当てはまるということではないかもしれませんが、このようなものについては市販のものがまずあるのではないかと、それに少し改良を加えれば、出勤簿ですから対応できるのではないかとというふうに思うんです。市販のソフトというのは10万円ぐらいで買えるのではないかとというふうに素人ながら思うわけですが、

それともう一つは、愛知電子自治体に対して、県の事業に対して分担金ということで、平成18年度も667万円を出しているわけですが、県内の自治体の出勤簿の管理はどうなっているかわかりませんが、こういう愛知電子自治体の方で一括開発して地方の市町村に配るとか、何らかの方法がこれはあつて、もっと安く済むのではないかとという気がするんです。その背景をまず1つ教えていただきたいということと、このシステムを作成して利用するようになった場合に、毎年毎年継続的に保守料なり、使用料なり、賃借料なり、何かわかりません。名目はわかりませんが、一時的な経費ではなくて毎年毎年これについて支払いが発生するものなのかどうか、それをお伺いしたいと思います。まずその2点についてお伺いします。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず1点目の金額のことでございます。いろいろとサンプル等いろいろな業者から取り寄せまして価格の方検討してまいりました。どうしてもやはりライセンスの問題がございまして、本庁内ですと200台入れておりますので200ライセンスというものがございまして、そうしますと、おのずと価格は安いものでも300万円、400万円、高いものになればもっとそれ以上なわけですし、そういう市販のものを買ってやるよりは、2番目の質問にも当たりますが、当然に保守料がかかってきます。そういう意味で、もうつくりつけてポータル上に張りつけ

た方が一時の経費で済むということで、市販のものを買うよりはつくった方がいいだろうということで考えまして、大体私どもが考えておりましたような設計を示させていただいたところで、金額として84万円という金額が出てまいったというところでございます。

それと、愛知電子自治体推進協議会の方では、電子申請とかというところで多くやっております、実際にそちらの方でこのようなものが現状あるということは聞いておりませんし、今後これが全団体向けになるのか、また特定団体向けになるのかということも研究もされていないのが現状でございますので、現在としましては、全体としてこのものを取り上げるということはないように思っております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今ご説明あったライセンスということちょっとよくわからないんですが、庁舎内に200もコンピューターがあると。それ以上のコンピューターがあつて、その数によってということなんですか、このライセンスというのは。

だけれども、庁舎内のLANがあれば1つのサーバーに入れておくのか、どこか親機に入れておくのかわかりませんが、そこに組み込んでおれば全部末端のコンピューターで引っ張るといことが何か違うんですかね。そういうもののやり方ではないんですか。そういうシステムではないのか。

普通考えると、全部のコンピューターは1つのサーバー機から全部引っ張れますので、どういうやり方でこれだけのお金がかかるのか、ちょっとライセンスとの関係というのはよくわかりませんので、もう少しご説明をしていただきたいと思うんです。

それから、愛知電子自治体に出している分担金ですが、667万円ということで出ておりますが、今聞きますと、市町村の要するにこういうシステムの作成その他に余り活用できていない感じなんですよ。どういうふうには活用されておるのか、毎年毎年これは分担金ということで出しておりますので、1年に600万円以上出せば10年で6,000万円も出すわけですよ。どういうふうにはこれは本当に市町村のために役に立っているんだろうか、その辺のところのご説明をもう一回お願いします。

それから、今のご説明ですと、これは一時金であつて、後日保守料やら、使用料やら、賃借料やら、名目は何かわかりませんが、継続した費用は発生しないということですよ。しかつたんですかね。その3つについてお願いします。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、ライセンスでございますが、仕組みとしましては、中村議員おっしゃるようサーバーの中に入れておけばLANが入っておりますので、それぞれ共有はできるんですけども、やはりそれを使うためには使用料というのは1つ入れて、それで全体が賄えるというわけではなくて、サーバーから出ております枝葉のところ、何人そこにぶら下がつて

いるかというところで使用する人数にかかる費用というのがライセンス料としてかかってきますので、システムは1つなんですけれども、それを使用する権利として200なら200人使いますということでの200ライセンスというのが必要になってくるということでございます。

愛知電子自治体の方で今現在行っておりますのは、電子申請、施設予約、今度また来年から始まりますCAL S/ECということで、工事関係の入札というようなことでもってやっておりますので、それに順次開発費用とあとはメンテナンス、それからホストでもってコンピューターの方管理しておりますので、そちらの方の事務費用等々の発生でもってそちらの方で費用が毎年かかっていくというようなところでございます。

今後はマルチペイメントというようなところで、支払いの方どうしようかというようなところは研究会の方で今いろいろと研究をされておるといのが現状でございます。

使用料は、今回限りの構築費用だけでございますので、今後これに対する保守料というのは発生しないということでございます。使用料も発生しません。

○8番 中村英子君

ライセンスの使用料ということはわかりました。

それで、これは業者に委託してライセンス使用料払うわけですけども、私は、若い子ですと、私たちみたいな年齢はいけませんけれども、若い人でコンピューターになじみのある人というのはこれぐらいのシステムというのは私はつくれるというふうに思うんですよね、専門の技術者じゃなくても。それは難しいことですか。室長なんかはつくれるんじゃないですか。つけれないですか。なんか物すごい情報課の専門家だということですとずっと聞いておりましたもので、私は室長あたりは出勤簿ぐらいのシステムとか、プログラムぐらいはやれるんじゃないかなというふうに思うんですけども、間違いでしょうかね。役場の職員ではやれませんということなんでしょうか。その辺をご答弁お願いしたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

端的に申しまして、このプログラムを組む職員というのは多分いないと思っておりますし、といいますのは、単純なエクセルなどを使ってシートをつくったりなんかというのは可能かと思うんですけども、ただ、これは今使っております200台のパソコンの方のポータルというところなんですけれども、ポータルの方へ連携をさせて、ねらいとしましては職員のそういう管理であるとか、あと事務の効率ということでポータルを朝一で見させるというようなところのねらいもございまして、そういうところからいきますと、やはり本当に専門的な部分になってきますので、職員ではなかなか手が出せない部分だというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田ですけれども、今の電子自治体絡みの関連ですが、私も興味を持っておりまして、例えば海部郡下でどうなのか。愛知県では10年前に導入している。10年前ですよ。愛西市はどうなんですか。当然この辺は調べておられると思うんですが、まずその点ちょっとお聞かせください。どういうものを使っているかということ。当然調べられておると思いますけれども。

○企画情報課長 鈴木智久君

以前にもご質問いただきまして調べましたところ、近隣のところでは相変わらず出勤簿の方に印鑑を押してやっておると。大きな市のところも、どこかちょっと忘れてしまったんですけれども、そこ二、三聞きましたところもやはり出勤簿の方に押印をしておるといところの回答でございました。

そこで県の方に聞いたらということで、先回の議会でも答弁させていただきましたように、県の方ではもうなかったというようなことがわかりましたので、そこから徐々に今回の方に発展してきたというところでございます。

○14番 山田乙三君

私の情報不足かもしれませんが、旧佐屋町、愛西市はどうなんですか。

それと、私は、かにえ電子自治体推進事業そのものにちょっと不満を持っておるといことです。総合情報化絡みであれですけれども、一体電子自治体とは何ぞや、お金を非常に食う、それから形として見えてこない、お金ばかりかかって。ですから、こういう出勤簿のたぐいもこういうところサポートを受けながら当然やってしかるべきものが、私は愛知電子自治体だと思います。

前、私も言いましたけれども、県がもう既に自分のところだけいいとこ取りして、総合情報化じゃないですけれども、この間やりましたですね。教職員もことしからだと思えますけれども、個人入力と、こういう形で進んでいますね。ですから、自治体の中で声高に、例えば海部郡下で一斉にやるような、スーパーコンピューター並みじゃないですけれども、職員も出して、県が既にもう取り組んでいるわけですから、こういう電子自治体でやるのが本来の職務というか、ねらいだと思うんですね。

ですから、初歩の初歩といいますか、出勤簿なんて本当にこれは当然やらなければならないあほみたいな話なんですよ。それがまだまだ捺印簿に押印しているということは、非常に私も耳ざわり悪いし、恥ずかしいし、タイムレコーダーあるいはマークシートならまだまだあれですけれども、中小企業でもやっていませんよ。ですから、言葉を出すと省人省力化なんてすぐ口ついて出ますけれども、本当にそういうお気持ちあおりですか。

これから、コンピューター、例えば保守料も含めて、そのうちここ1年の間に各議員が問題視するというのは非常に経費がかかる、はっきり言って。これはないがしろにできない。ですから、今はこんな程度でやめておきますけれども、本当に精査し、絞り込んでやらない

と財政が破綻するといいますか、困ると、こういう事態に相なってくると思います。

何でもかんでも、今回でも、以前は答弁の中で市販ソフトをやりますわという、こういうご回答だったですね、これ。私忘れもしませんけれども。ふたあけてみると84万円、予算とられます。業者の言いなりとは言いませんけれども、どうなんですか、200台コンピューター導入したときに性能のいいのを導入したはずなんですから、その辺をもう一度言ってくださいよ。業者が言っているからそれに乗っているではなくて、仮にソフトを組めなくても、担当者がいなかったら担当者を時機的に採用すべきですよ、これからは。SE（システムエンジニア）のたぐいだとか、あるいはそういうところをおやめになった方など途中採用でもいいですけども、私も以前言いましたけれども、全くそういうことに精通していない方がおられれば業者の言いなりというふうになってしまいますけれども、その辺も含めてどうなんですか。今、企画情報の中で全くおられませんか。業者任せですか、メンテ。まあメンテはほとんどはそうだろうと思いますけれども、一時6人かなんか見えたでしょう、情報課なんていうのは。あれは一体何だったんですか。ちょっとその辺含めてお答えください。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず最初、愛西市というお話だったんですけども、ちょっと手元に資料が何も無いものですから、愛西市がどうだとかということちょっと的確に返答できませんが、ただ弥富市につきましてはタイムレコーダー、ああいうのは採用しているということは聞いております。

あと、業者の言いなりではないかということなんですけども、最初、市販のソフト等がありますのでということから入りましかつても、ただやはりいろいろと聞いてみますと、パッケージというのはライセンスが絡んできてどうしても高くなるというのは、一つの業者だけではなく他の業者の方もそのような回答を得ましたし、当然に保守料等がまた年次発生してまいりますので、そうであればポータル上に乗っけるのであれば、そちらの方がつくりつけをした方が安価に上がるのではないかというような説明を受けました。これは、1社だけではございません。

今後につきましては、以前人数が多かったということなんですけども、仕組みをつくってポータル上に乗せるというのはやはり本当に専門的な知識ございますので、今後そのような職員を育成するのか、採用するのかというのはちょっと私の方からは何ともお答えのしようがないんですけども、どちらにしましても高額な金額がかかっておるといのは当前愛知電子自治の方も含めまして十分に存じ上げておりますので、今後としましては、こちらの方で利用できるものであればどんどんと利用をさせていただいて、ただ、費用面もまた当然そこに付随してまいりますので、そちらの方と比べながら活用していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○14番 山田乙三君

ちょっと古くさいことを持ち出すことは余りしませんけれども、一時情報課の中で確か職

員が6人常駐していた、去年までですか、いわゆる企画情報の課ができる前は6人ぐらいですかね。6人でなくても、例えば職員が3人、臨時パートですか、6人ぐらいおられたと思いますけれども、あのときの作業は一体何をやっておられたんですか。

それから、解決したから今企画の中に情報課入れてというような、その辺、私ちょっと理解に苦しみますけれども、そうなった経緯をちょっと教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

皆様方もご存じのように、大変不幸な時代が蟹江町はございました。私が議員をやっておりましたころ、皆さんもご理解をいただいていると思います。情報の一元化ということで、コンピューターのことまでやり、最終的には不幸な結果を招き、二度とあのような状況をつくり出すことはいけないということで肝に銘じておりました、私自身が平成18年度に最終的にハード部分の処分もさせていただきました。涙の出るような思いで機器を処分させていただいたというのは、議員の皆様方も大変存じてみえると思います。そのことの轍を二度と踏みたくないということがありまして、我々蟹江町の財務会計につきまして、蟹江町ポータル、いわゆる蟹江町の玄関だというようなそういうシステムを日立にお願いをしてつくらせていただきました。そこから、当然財務会計はやり、それから給料、そしてメール、今電子決裁も財務会計の中で実はやらせていただいております。

そのシステムの中で、今回山田議員から特にご指摘をいただいております出勤簿につきまして、海部郡では実はまだほかではほとんどタイムカード、それから押印をやっているのが事実だそうです。蟹江町といたしましても、必ずやらせていただきますと副町長の強い意思の表明がたしか前の議会であったと思います。

そんな中で、今現在、先ほど来から話をさせていただいております愛知県の電子自治体の計画自身も私が決裁を押すたびに、これはどこまで一体全体行っているんだと。我々自治体としてどういう整合性があるんだと、それをしっかり見きわめた上で今後進めていただきたい。それは県の担当にも強く申し上げているわけでありまして、非常に高いお金がランニングコストとして毎年出ております。それは議会の皆さんもご存じだと思います。

そんな中で、今蟹江町がやらなければならない電子自治体を今から構築していきたい。特に情報課の3人、3人、6人は何をやっておったのかというようなことであります。ご存じのように最後には裁判記録をつくっておったというのが一番の状況でありまして、非常に不遇の時代であったということは思います。

そして今現在、企画情報の中でお願いをしているのは、ジップでお願いしている部分で、ひょっとしたら次長ができないのか、それもシステムエンジニアを入れなくてもできる状況が、そして最終的にランニングコストが安く上がる方法はないのかということ絶えず課長には指示をいたしております。そして、来年度、再来年度につきまして、新しい職員が入っ

てまいります。その職員の中でホームページを自分でなぶれる職員も多分恐らくおるであろうと、私は推測をいたしておりますし、今後そのような指導も担当でしていきたい、議員の皆様方には何とぞもう少し長い目で見ただけであればありがたいと思いますし、私といたしましてもむだな電子化に対しての投入はするものではないというふうに、今現在担当にもお話をさせていただいておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第45号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第46号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第47号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたし、これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決決定されました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第48号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決決定されました。

ここで休憩をしたいと思います。

10時40分まで休憩といたします。

(午前10時25分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 菊地 久君

日程第11 認定第1号「平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私は、日本共産党を代表いたしまして、本認定に反対の討論を行います。

予算案の審議の際には反対の理由として3つ挙げておるわけでございますけれども、本議会におきましては4点になるかと思えます。

そのまず第一は、何といたしまして、昨年からことしにかけて増税の嵐でございました。定率減税の廃止や、あるいはまた住民税高齢者非課税限度額の廃止だとか、公的年金等控除額の縮小だとか、年金者控除の廃止あるいは、ことしに向けてはさらに立て続けに定率減税の残る半分の廃止だとかいう、こういう一連の増税と公共料金の負担金のアップでございます。

こうした中で特に特徴的だったのは、高齢者の皆さんに対する負担の激増でございます。したがって、低所得の高齢者の皆さんは、生活的にかなり厳しい状況に追い込まれました。これが去年、ことしにかけての特徴的な状況だというように思うわけであります。

そうした中で住民に対する事業に責任を負う自治体でございますから、まず暮らしの問題をどう防衛するかという観点で、予算編成に当たり、当然最終的な決算でもそういうことが反映されていなければならないというように思うわけでありますけれども、しかし、結果を見てみますと、当初の予算審議の際にも申し上げたような内容の結果にはなっていない状況が一つでございます。

ですから、去年からことしにかけて私どもは、そういう暮らしを助ける施策をまず第一に要求してまいりましたけれども、本議会において一定の前進的な答弁を得られておるわけでありますけれども、18年度決算ではまさにその内容は全く不十分と言わなければならないこ

とだというように思うわけでありませう。

そして、2つ目でございますけれども、国民保護法の問題を取り上げさせていただきます、これはこの時期にふさわしくない内容であるということをお願いしたわけでありませうけれども、この中で指摘したのは、今日における戦争と申しますか、近代戦でございますので核を中心にした戦争になるのは間違いないわけで、そこで各自治体が責任を負う住民の避難の問題を取り上げてみても、これは全く空論ということをお願いしたわけでありませうが、まさにその後の経過を見れば、そういう状況になっているのではないかと申すように思われます。

そうかと申す自治体が全面的に戦争協力をする、前面に出た協力をするなんてこともまた、これはできない相談でございますし、だとすれば、国民保護法なんていうのは、今の日本の現状では全く具体的な問題としては考える必要ないことと申すように思っておるわけでありませう。また、そういうことをやることも私も反対でございますので、つまり戦争準備をすること自体私も反対でございます。

その観点から、平成18年度で具体化された国民保護法の問題、これも反対の理由の一つでございます。

それから3つ目でございますけれども、この年には介護保険あるいは障害者自立支援という新しい法改正が行われまして、この中でまた負担が大きくなった。特に生活的な弱者の皆さんが負担が大きくなって厳しい状況に追い込まれました。こういうことに対する自治体としての最低限の防衛策をとる必要があるということがあるわけでありませうけれども、しかし結果としてそれは行われていなかったということ、このことが3つ目でありませう。

4つ目でございますけれども、財政上の問題でありませう。

私は長いことかけて財政論について一定の発言をさせていただきました。一般会計上の問題で申せば、私の主張について一定の方向が認められたと思われませうけれども、しかし、だからと申すそうじゃなくて下水道が大変だという論調がありました。

この9月議会でもようやく私わかっていただけたかどうかはわかりませうけれども、それなりに論議をさせていただいたわけでありませうけれども、つまり住民の暮らしを守る施策をやっていく上で、財政論の問題が出されましたので、その財政論の問題で反論をし、そしてそれを反映した予算や決算で、私はだからこそ反対だということをお述べたいわけでありませう。

そこで、下水道の問題で申しますと、つい先ごろも言わせていただいたんでありませうけれども、山田邦夫議員の一般質問の中でもありましたんでありませうけれども、そう心配することではないですよということをお私、財政問題で申し上げさせていただきますと思われませう。なぜそうかと申すことを少しつけ加えて申し上げたいと思われませう。

なるほど起債がふえまして、全体として県の補助金が少なくなったので、88億円ですか、ですから起債がふえた。ですから、蟹江町としては大変なんじゃないかというご議論があり

ました。

しかし、160億640万円の起債の増です。補えることができるかどうかという点でいうと、1つは当局が答弁された今までの工事实績の中で、計画の資金的に見ますと6割から7割上がるとということが言われていたわけであります。だとすると、もちろん最終までそんなペースで行けるかどうか疑問になるわけでありますけれども、しかし、公共下水道の側の252億円で、例えば6割、7割とおっしゃる7割にしても、約75億円浮いてくるんじゃないでしょうか。ということの一定の見通し的な、しかしこれ楽観視はできませんけれども、見通し的な問題がございます。

もう一つは、地方交付税の毎年2億円から約3億円近い計画が、これが水泡に帰するという心配があるわけがございます。もちろん、来年は財政力指数が1を超えまして、地方交付税がゼロになる。ですから、地方交付税の一般財源化という問題が仮にあるにしても、算定はゼロに近いだろうというふうに言わざるを得ない。だから、この2億円から3億円は期待できない。こういう問題がありますけれども、それを埋め合わせるということができそうな事業の結果がある、今までの。

同時に、23年から始まるんですか、16年から始まる使用料金の収入です。ここには計画として、この120というのは120立方メートルということなんだそうで、このところから使用料金が入ってきていて、年間加入していただく戸数にもよりますけれども、現在の水道会計の収入にほぼ似通った数字が上ってくるのではないかと。これ毎年五、六億円の数字が上がっていることによって見通しが立ってくるという、こういうことになるんじゃないかというように思うわけであります。

ですから、本当に心配しなければならんほどのことではないということをお願いいたします。そういう観点から、財政的な理由でいろいろな施策ができないということは、これは住民が理解するだけのお話ではないと私思うわけでありまして、この考え方についても反対でありまして、本決算に対して反対であります。

以上であります。

○議長 菊地 久君

反対討論が出ましたので、賛成討論の方の発言を許します。

○16番 奥田信宏君

16番 新政会 奥田信宏でございます。

私は賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

平成18年度一般会計の決算につきましては、歳入は町税を初め地方譲与税、配当割交付税等が堅実に増収したおかげで、前年対比5.6%増となり、総額96億7,600万円余りの決算数字が上がっております。

次に、主な歳出は役場庁舎及び消防庁舎耐震補強工事、橋梁の耐震補強工事及び蟹江中学

校西校舎の増改築事業等の耐震化事業が推進され、大変耐震化が進み、安全な蟹江をつくられて振興をされました。

また観光事業の目玉として、かにえの郷足湯や町界町名推進事業で舟入等の事業が推進され、対前年度比3.4%増の91億4,600万円余りを決算し、所期の目的は弱者の保護も含め達成されておると考えております。

よって、平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定については賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第1号「平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第12、認定第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

日本共産党を代表いたしまして、本決算認定に反対の討論を行います。

当初予算の審議の際にも、反対の理由として2つ挙げておったわけでありまして、本決算認定に当たっては、特に2番目の反対の理由として、つまりたくさんのお金を毎年遊ばせてしまっているということが2つ目の理由になっておったわけでありまして、この関係で見ますと、今決算は8,000万円の繰入金と、あわせて後は義務的経費の繰入金で圧倒的に1億2,000万円ほどになっておるわけですね。例えば支援法による繰入金、それからもう一つは減免の繰入金と、こういう内容になっているわけで、必ずしもそういう点で言いますと、遊ばしているという内容のものにはなっていないという結果になっておるのではないか。18年度決算においてはそんなことにはなっていないかという、結果としては、申し上げたわけでありまして、ただ、繰越金が当初たくさんあったものですから、そういう点で、その次には申し上げたわけでありまして、結果として見てみると、繰越金もそんなに多くとっているわけじゃないのでありまして、反対の理由は何と言いまし

てもやっぱり弱者救済あるいは、とりわけ増税負担増で苦しめられている高齢者の皆さんに対する暮らしを支援する施策に欠けているという点でございます。

特に国民健康保険特別会計では、税の減免制度、それから医療費の減免制度、国民健康保険法第77条と第44条の関係でございます。そのことを繰り返し要求しておるところでありますけれども、それが行われていないということ、少なくとも国保会計で言えばこのことが非常に重視されて、それなりに絶えず頭の中に消えないという、仮にやらないにしてもそのことが引っかかっているという、そういう姿勢さえもうかがえない状況でございましたので、本決算認定に当たりまして、そのことで反対とさせていただきます。

以上であります。

○議長 菊地 久君

ただいま反対討論が出ましたので、賛成討論の方の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦です。私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険事業は歳入の根幹であり、国保税をもって運営されておりますが、今後においても医療費等は増加傾向が予想される厳しい財政状況の中、日ごろから健全財政の維持に向けて努力されていることと思います。

今後、収納率向上に向けて一層の努力をされることを要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第13、認定第3号「平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。日本共産党を代表いたしまして、本決算認定について反対の討論を行います。

当初にも申し上げました反対の理由は1点だけあります。それは、本18年決算におきましても老健に対する繰出金は2億6,125万9,000円でございます。そして、返ってきたのは

2億1,014万8,000円でした。というような関係で、毎年やっぱり2億円前後のお金が天井を舞っておりまして遊んでおるといことですね、1年間まるっきり遊んじゃう。まだ十分返っていない。この決算で返ってきたのは9,915万3,000円でございますので、十分返っていないわけでありましてけれども、そういうふうになって、住民の2億円前後の血税が毎年遊んじゃっている状況になっていると思うんです。

これは、ある医療機関の請求がおくれているということになっているかどうか知りませんよ。なっているとすれば、その利子にもならないというような状況になっているわけで、そういう点でまさに遊ばせてしまっている状況ですね。そういう点で、こんなことはやっぱり一日も早く改善すべきであります。

そういう点から、私どもは反対であります。

○議長 菊地 久君

ただいま反対意見が出ましたが、賛成討論の方の発言を許します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野でございます。私は賛成の立場から討論を申し上げます。

平成20年4月から大幅な医療制度改正が見込まれる中、決算総額は平成16年度から減少傾向が続いております。次第に高齢者の健康意識が高揚してきているのであれば非常に喜ばしいことでもあります。

平成20年度の制度改正について、時機を得た広報活動や増大する対象者への適正受診を呼びかけるなど努められるように要望し、賛成いたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第3号「平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第14、認定第4号「平成18年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第15 認定第5号「平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第16 認定第6号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。介護保険管理特別会計決算に反対の立場から討論をいたします。

介護保険の主な問題点は、高い保険料、利用料の重い負担、サービス施設の不足、実態にそぐわない介護認定、寝たきりを防ぐ予防給付などの内容が貧弱であります。2000年以降の改悪による給付制度と負担の強化などです。福祉はお金で買うものではありません。

平成18年度及び19年度の介護保険料は特例として緩和措置がとられましたが、20年4月よりもとに戻り、また支払いの困難者がふえるだろうと思われます。老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の廃止、公的年金控除の縮小などもあり、住民にとっては大增税負担ははかり知れません。本当に覆いかぶさってきて大変な生活です。蟹江町も今こそ他の自治体が行っている減免制度を取り入れるべきです。きちっと規則をつくり、わかりやすくすべきです。

歳入歳出残高は、ことしは償還金及び還付加算金などがあり903万4,794円ですが、それでも基金として1億3,700万円強残っております。これを使って利用料の減免も行うべきだと

思います。この決算を見ますと、弱い者いじめの内容としか思えません。よってこの決算には反対です。

私はここに弥富市の規則を持っておりますが、こういうものをきちっとつくること。この内容を見てみますと、午前中の合計の所得金額が250万円を超え300万円以下の者には10分の5、そういうきちっとした規則をつかって、いつのときでも住民にわかるようにしてあるということが本当に住民の立場に立った介護保険の制度をやっていくと。蟹江町の場合は、残念ながら町長が認めたもの、そういうふうになっております。保険料については、第1・第2段階80万円以下の人半額になっている、そのことについては評価いたしますけれども、この決算を見ますと、弱者を救う対象がそのようになっていません。よってこの決算には反対をいたします。

○議長 菊地 久君

反対討論が出ましたので、次に賛成討論の発言を許します。

○13番 吉田正昭君

13番 新政会 吉田正昭です。私は賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険制度が開始され、はや第3期目となりました。第3期への初年度であります、拡大する介護サービス給付金、第1・2段階被保険者への保険料負担軽減などに十分な努力を行ったことがうかがわれ、支払準備金が大きな役割を果たしたと想像されます。特に基準保険料月額3,000円というのは、県下でも非常に低い水準に置かれており、大きな評価ができるものです。決算の結果では、繰越金が減少してはおりますが、順調に推移してきたと思えます。今後も健全運営を行っていくことをお願いし、賛成します。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第17、認定第7号「平成18年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第18 認定第8号「平成18年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第19 認定第9号「平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第20 認定第10号「平成18年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

○議長 菊地 久君

日程第21 議案第50号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

大原龍彦君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 大原龍彦君

議案第50号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、大原龍彦。

賛成者、松本正美君、黒川勝好君、小原喜一郎君、中村英子君、奥田信宏君でございます。

内容を朗読させていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省(現文部科学省)による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額とも相まって、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制は続いており、15%カットの傷跡は深く、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況で、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや耐え難いものとなり、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような私学を取り巻くきびしい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、前年度実績が堅持されたが、しかし、現在もなお、国の骨太方針では、5年間にわたり1%削減方針が打ち出されている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求にこたえ、学校と教育を最優先する施策を推進することが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の拡充と、専門教職員増など教育改革の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。

(12番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第22 議案第51号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

1 番 松本正美でございます。提案を申し上げます。

議案第51号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく大原龍彦。

以上であります。

意見書案を朗読して提案にかえさせていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、経常費2分の1助成（愛知方式）、授業料助成など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難の中で、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制が続いており、平成10年度実績は回復されておらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。その一方で、公立教育費は平成10年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況の影響も重なり、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや限度を超えており、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策であった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求にこたえ、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

したがって、当議会は、私立高校等への経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充し、直ちに平成10年度水準を回復されることを

強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第23 議案第52号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 黒川勝好君

議案第52号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、同じく小原喜一郎、中村英子、奥田信宏、大原龍彦、松本正美。

以上でございます。

続きまして、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)でございます。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及してい

る一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審査会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このような深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、蟹江町議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記。

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1から2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者、契約書型クレジットについて、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

(9番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第24 議案第53号「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。提案をさせていただきます。

議案第53号「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく大原龍彦、同じく松本正美、同じく黒川勝好。

1枚はねていただきまして、案文を朗読することによって提案とさせていただきます。

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書(案)。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文は、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する被害がほかの戦争被害とは異なる被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保険、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による戦没者のとうとい犠牲を銘記するため、この法律を制定すると述べています。このことから、原爆投下によってもたらされた被爆者の

甚大な被害は、国家補償がなされるべきです。

原爆被爆者は今全国に約26万人います。広島、長崎で原爆被害を受けた被爆者たちの平均年齢は70歳を超え、その多くががんなどさまざまな病気を抱え苦しんでいます。しかし、原爆による疾病と認定されている人はたった2,000人しかいません。全被爆者の0.8%弱です。

原爆被爆者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを求めています。

原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることを踏まえた認定行政に改めることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いします。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第25 議案第54号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

8番 中村です。ご提案いたします。

議案第54号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同大原龍彦、同松本正美、同黒川勝好、同小原喜一郎であります。

意見書案を朗読して提案にかえさせていただきます。

道路整備の促進に関する意見書（案）

道路は交通基盤としてのみならず、豊かな国民生活や経済活動を支える基本的な社会資本として、その整備は地域住民が等しく熱望するところであります。

また、少子化・高齢化という社会構造の急激な変化や、近年多発する自然災害、さらには今後ますます増大が見込まれる道路の維持管理などにも的確に対処し、安全で安心な社会を構築していくためには道路の整備や維持管理を計画的に進めていく必要があります。

当町でも、連携のとれたコミュニティ活動を推進するとともに、地域の発展を図るため各種活性化施策の展開と道路整備促進を図っていますが、地域間交通の充実や通勤・通学など日常生活にかかわる道路等、幹線道路から県道・町道に至るまで、今後さらなる体系的な整備を進める必要があります。

このような状況の中、平成18年度からは国道1号日光大橋かけかえ事業と日光川右岸堤防災道路事業が着手され、災害時の安全確保と生活道路の改善に沿線住民は安堵の胸をなでおろし、この上は両事業の早期完成を強く望むものであります。

よって、国におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望します。

記。

- 1 中期計画策定に当たっては自治体の意見を尊重すること。
- 2 道路整備の計画的な推進のため、安定的な道路整備に特段の配慮をすること。
- 3 地方の道路財源を確保するとともに、国と地方が適切な役割分担のもと、協調・協力して計画的に道路整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

（8番議員降壇）

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第26 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第49号「蟹江西保育所増築工事請負契約の締結について」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号を日程に追加し、追加日程第27として議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第27 議案第49号「蟹江西保育所増築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

少し業者の指名についてお伺いしたいと思います。出されております資料の選定理由のところですが、その一番下の6のところ、基準の指名業者数10社に満たなかったため、平成19年度指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、今回のというふうが続いておりますが、ここで少し手続の問題ですが、10社に満たなかったため、ここで新たに提出することを依頼して提出していただいたというのか、もともとこの19年度当初に申請はされていなかったけれども、10社に満たなかったためここで満たすために町の方から申請を呼びかけてやったものなのか、どういう手続なのか、その背景についてご説明をお願いしたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それではお答えをさせていただきます。

今回の入札に際しまして、改めて申請をということではございませんで、ほかの業者と同じように申請書が提出されている中からその3社を選んだということでございます。

○8番 中村英子君

じゃ、これ書き方が悪かったんですか。私はこれを素直に読みますと、19年度中に審査申請、競争入札の参加者資格審査の申請書というのは既に出されておった業者という意味でよろしかったんですか。最初から出されておったんですか。そういう意味でいいんですか。

そうすると、最初から指名願いが出ておったと。出ておった業者でその枠を広げて、もともと出ておった業者にお願いしたという意味でよろしいんですか。

ここで新たに、足りなかったからあなた申請書出してちょうだいよというやり方をやったんではないということではよろしかったですか。ちょっとその確認をしておきたいんですけども。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

今、議員おっしゃったとおりでございます。指名願いが出されておった業者の中から、基準の10社に満たなかった分を選定したということではございまして、この入札のために申請書を提出させたということではございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決決定されました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成19年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時46分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

菊 地 久

5 番 議員

高 阪 康 彦

6 番 議員

林 英 子